

下水道局が施行する建築工事における猛暑に伴う労務費の増加費用の積算方法

1 基本的考え方

本積算方法は、猛暑による作業効率の低下を考慮し、猛暑に伴う労務費の増加費用の算定及び変更による計上に必要な事項を定めるものである。

増加費用の算定にあたっては、下記2に定める「建築工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用の考え方」の作業不能日数を参考とする。

本積算方法は、東京都下水道局が施行する建築工事（建築機械設備工事、建築電気設備工事を含む。）に適用する。ただし、夜間工事を除く。

2 建築工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用の考え方

（1）基本的考え方

今般、建設業における働き方改革の取組の一環として、猛暑については、過去の観測値に基づき作業不能日数を工期に見込むものとする。

なお、本運用指針は、東京都下水道局が施行する建築工事（建築機械設備工事、建築電気設備工事を含む）に適用する。

（2）猛暑による作業不能日数の対象とその取扱い

1）猛暑による作業不能日数の算定の対象

猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が31以上となった時間とする。

参考：工事発注時の作業不能日数算定方法

一般財団法人 建設物価調査会 工期設定のための猛暑日数確認サイト

（環境省 熱中症予防情報サイトの公表データを利用して、日数を算出）

<https://nechusho.kensetu-navi.com/mousyo/>

2）工事発注時の取扱い

工事発注に際して、見込む猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間を、各日（「東京都の休日に関する条例第1条第1項に規定する東京都の休日及び夏季休暇を除く。」の8時から17時までとし、上記1）に該当する時間を、過去5年間のWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）データに基づき算定し、日数に換算したものの5年分を平均したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

3）工期の変更に係る取扱い

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が観測し公表する工事現場近傍の観測地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が31以上となった時間とし、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）この日数が、当初の設計図書に示した日数と著しく乖離し、受発注者間において協議し、必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更し、工期及び契約金額を変更する。

3 猛暑に伴う労務費の増加費用の算定方法

猛暑に伴う労務費の増加費用の算定方法は、次式を標準とする。

$$\text{猛暑に伴う} \quad \text{労務費の増加費用} = \frac{\text{工事費のうち労務費相当額}}{\text{工期（T）（日）}^{\ast 1} - \text{作業不能日数（日）}^{\ast 2}} \times \text{増加費用算定日数（日）}^{\ast 3} \\ \times \left(1 + \text{専門工事業者等の諸経費の率（労）}^{\ast 4} \right)$$

※1 積算基準（建築施設編）「2-2-2 共通費（共通仮設費・現場管理費）算定に用いる工期について」により算定された月数に30日をかけて算定したもの。

なお、昇降機設備工事等で工期（T）を設定していない工事については、積算基準（建築施設編）「2-2-2 共通費（共通仮設費・現場管理費）算定に用いる工期について」に準じて設定する。

※2 上記2の「建築工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用の考え方」に基づき算定された工期に見込む作業不能日数。

※3 猛暑に伴う増加費用算定用の日数。原則として作業不能日数と同じ日数とする。

※4 専門工事業者等の諸経費の率（労）は、令和8年度公共建築工事標準単価積算基準の中間値（47%）とする。

なお、工事費のうち労務費相当額の把握が困難な場合には、次により算定することができるものとする。

工事費のうち労務費相当額

$$= \text{労務費相当額算定用の工事価格}^{\ast 5} \times \text{標準的な労務費構成割合}^{\ast 6}$$

$$= \text{労務費相当額算定用の直接工事費} \times (1 + K^{\ast 7} \div 100) \times \text{標準的な労務費構成割合}^{\ast 6}$$

※5 労務費相当額算定用の工事価格とは、猛暑に伴う労務費の増加費用算定前の内訳書に計上されている工事価格とする。

※6 標準的な労務費構成割合は、表1による。

※7 K（労務費相当額算定用の共通費率）は、積算基準（建築施設編）の共通費の算定方法によることを基本とする。

表1 標準的な労務費構成割合

居住専用 住宅	居住専用 準住宅	居住産業 併用住宅	事務所	店舗	工場・ 作業場	倉庫	学校の 校舎	病院・ 診療所	その他
14.14%	13.81%	10.62%	8.59%	8.53%	8.33%	9.36%	12.25%	12.68%	9.12%

（出典）「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」

（令和7年12月 国土交通省 不動産・建設経済局作成、33頁）

4 増加費用算定日数の特記仕様書への記載について

新規起工する案件は、特記仕様書に以下の文言を記入する。

(特記仕様書における記載例)

- (1) 本工事は、猛暑に伴う労務費の増加費用の積算方法の対象工事である。
積算に使用した増加費用算定日数：●日間
- (2) 気象状況により工期中に発生したWBGT値が31以上の日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方_東京_●●地点」におけるWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))と(1)の日数に相違が生じた場合には、受注者は発注者へ増加費用に関する協議を申し出ることができる。

5 増加費用算定日数について設計図書を変更する場合について

特記仕様書の増加費用算定日数について、受発注者間において協議し、必要と認められる場合は、設計図書を変更し、上記3の方法で労務費の増加費用の算定を行う。この時、工事費、工期、作業不能日数及び増加費用算定日数は変更時点のものとし、工事費はスライド額及び労務費の増加費用を含まない工事費、工期は中止期間を含まない工期とする。

増加費用算定日数については、受注者からの協議に基づき、工期中に発生したWBGT値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)が31以上の日数の実績値で計算することができるものとする。

なお、作業不能日数について設計図書を変更する場合については、上記2の「建築工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用の考え方」による。

6 その他

増加費用の積算方法について、疑義が生じた場合は、当局担当者と協議することができる。

7 附則

本件は、令和8年7月15日以降に起工決定する工事から適用する。